

# 全労金2018春季生活闘争ニュース・第19号

《合意速報No. 3》

## 沖縄労組が金庫との団体交渉で、「基本合意」を表明しました！

沖縄労組は、3月27日9時30分から、金庫と「団体交渉」を開催し、基本合意を表明しました。要求と回答は以下の通りです。

		要 求		回 答	
		正職員	準職員	正職員	準職員
安定雇用	無期転換	—	(実現)	—	(実現)
	登用制度		(実現)		(実現)
最低賃金		時間額970円、日額7,120円、 月額149,400円への引き上げ		応じられない	
基本賃金		—	月額3,000円 の引き上げ	—	応じられない
一時金		4.1	3.6	4.05	3.55
昨年実績		4.1	3.6	4.1	3.6
雇用環境	ジョブ・リターン	(実現)		(実現)	
	年休積立	(実現)		(実現)	
	私傷病休職	—	(実現)	—	(実現)
公正処遇	年休	—	(実現)	—	(実現)
	生休		(実現)		(実現)
	母性保護		(実現)		(実現)
単組独自要求		—	職員貸付制度 継続雇用制度	—	いずれも要求通り

団体交渉において、金庫からは「3月27日の回答期限日に労使双方が強い拘りを持ち、昨日の夜遅くまで断続的に団体交渉、および、トップ交渉を行い、労使間で真摯な議論ができたことに感謝申し上げます。内容については、双方が歩み寄った結果であると受け止めている。2018年度以降が益々厳しい状況が示される中で、様々な経営課題に対してどう対峙していくか課題である。その課題については、労使が力を合わせなければ乗り越えられないが、乗り越えることができると認識している。闘争委員会は、この後、交渉の経過を含め、組合員にニュース等で伝え、説明する重要な役割があると推察するが、是非、金庫の経営状況を認識しつつ、労使が同じ方向性を持ち、厳しい現状を打破する決意であることを組合員にも伝えていただきたい」等と表明を受けました。

伊川闘争委員長は、「2018春季生活闘争が回答期限日内に基本合意できたことについて、真摯的な交渉と誠意ある対応に感謝する。『職員貸出制度』と『継続雇用制度』は、交渉の争点とはせず、早い段階で回答をいただいた。『準職員等に対する結婚休暇制度の付与』は、雇用形態に関わりなく『職員』を大切な財産であると重視していることの現れであり、私たちがめざす『均等待遇・公正処遇』の主旨を理解し、真摯に対応いただいた結果と受け止めている。『最低賃金』『基本賃金』『年間一時金』は、すべて要求どおりの回答ではなかったことは大変残念であるが、現状や2018年度以降の経営状況を鑑み、金庫なりに職員の奮闘と期待に応えたいという気持ちとの葛藤の中、苦渋の判断であったと推察される。その中でも『年間一時金』は最後まで交渉の争点となり、最終的に正職員は基礎一時金 4.0ヶ月・業績手当0.05ヶ月、準職員等は3.55ヶ月の回答を受けることができた。日銀が実施したマイナス金利政策のもとで収益状況が厳しい中、金庫が職員に対して最大限の誠意を尽くした回答だと捉えている。2018年度以降も労働金庫事業の継続のため、単純なコスト削減のみでなく、新たなビジネスモデルの策定や『働く仲間の家計支援』や『多重債務対策にむけたカードローンの取り組み』等、無担保ローンを中心とした収益改善に取り組み、すべての役職員が現状を真摯に受け止め、金庫の期待に応えるべく、これまで以上に奮闘する必要がある。課題は山積しているが、その克服に向け、引き続き、労使で活発に議論し、労金で働くすべての職員がこれまで以上に希望と誇りをもって、労働金庫事業の発展に寄与することを労使共通の認識としたい」等と表明しました。

単組は、①年間一時金について、最後に0.05ヶ月の原資を引き出せたことは現時点で金庫としての最大限できる回答であったと受け止めていること、②職員貸出、継続雇用制度については、公正処遇・均等待遇に関する要求主旨を金庫が理解しているからこそ争点化せず、早々に要求どおりの見解を示したこと、③闘争委員会として、「運動の底上げ、公正処遇・均等待遇の実現につながり、すべての組合員および全国の仲間が納得できる」と判断したこと、等から基本合意を表明しました。

\*合意単組（3単組／3月27日13時現在）

中央・長野・沖縄

以 上